

許可取消し要件新旧対照表（具体例は P-55 参照）

新	旧
<p>[平成 15 年 6 月 18 日施行] (事業の停止)</p> <p>第 7 条の 3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為を助けたとき。</p> <p>二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 第 7 条第 11 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>★ (許可の取り消し)</p> <p>第 7 条の 4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 前条第 1 号に当該情状が特に重いつき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>	<p>[平成 13 年 6 月 22 日施行] (許可の取り消し等)</p> <p>第 7 条の 3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可の取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為を助けたとき。</p> <p>二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 7 条第 3 項第 3 号又は第 6 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 第 7 条第 3 項第 4 号イからチまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>四 第 7 条第 7 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>

<p>5 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>6 市町村長は、第4項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。</p> <p>二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 申請者が第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>7 第1項又は第4項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。</p> <p>8 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第4項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が第6条の2第6項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。</p> <p>9 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。</p> <p>10 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。</p> <p>11 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>12 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請に先立ち、事業の用に供する施設については、廃掃法第8条（P-435）の施設設置許可を得ておく必要がある。 ・ 廃掃法の許可を必要としない小規模施設の場合でも、都道府県の条例、要綱等で許可手続等を求めていることがあるので注意を要する。 ・ 許可にあたっての区域限定は、（P-22）区域割り参照 ・ 料金については、（P-26）料金参照 ・ 再委託は禁止されている。
---	---

<p>なければならない。</p>	
------------------	--

関 連 法 令

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)
廃掃法 施行規則第2条の2 (P-82)

(一般廃棄物処分業の許可の基準)
廃掃法 施行規則第2条の4 (P-442)